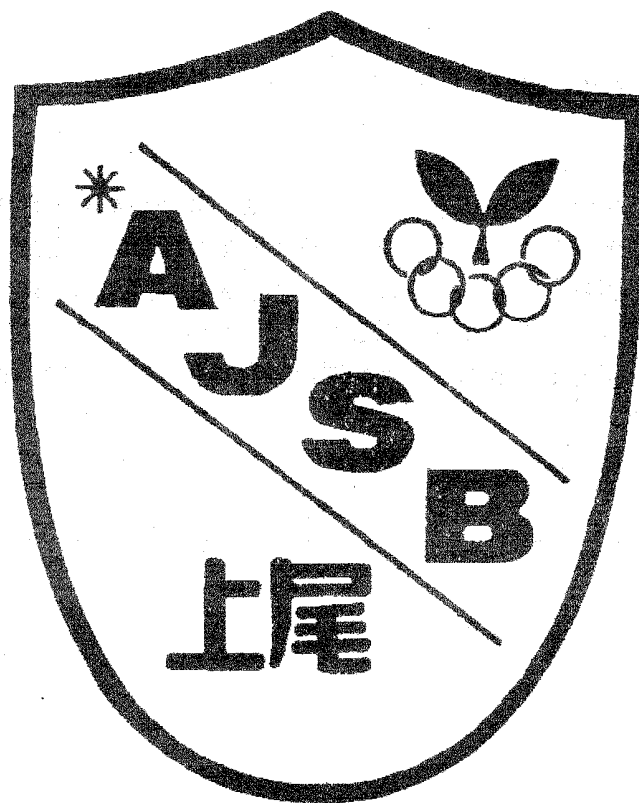


令和5年度
母集団総会資料



上尾市スポーツ少年団
母集団連絡協議会

『子どもたちのための母集団活動』

～愛（あい）・こ・と・ば～

5つの「愛（あい）・こ・と・ば」は、母集団の皆さんが「子どもたちのための母集団活動」を行うときに「覚えておいてほしいこと」「守ってほしいこと」です。

スポーツ少年団活動を物心両面から支えていただいている母集団の皆さんが一層活発に活動できるよう、5つの言葉を活動の“道しるべ”とします。

1. わたくしたちは スポーツをとおして 心身ともに健やかな団員育成のため 活動します。
1. わたくしたちは 全ての団員を思いやり 支え励ましながら 活動します。
1. わたくしたちは 団員とともに フェアプレイを尊重し 活動します。
1. わたくしたちは 自らもスポーツに親しみ 明るく楽しく 活動します。
1. わたくしたちは 指導者と連携し 地域に認められるスポーツ少年団となるよう 活動します。

式次第

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 議 事（議長は、規定第9条1、により会長になります）
 - 第1号議案 令和5年度 事業報告
 - 第2号議案 令和5年度 決算報告及び会計監査報告
 - 第3号議案 令和6年度 役員選出
 - 第4号議案 令和6年度 事業計画
 - 第5号議案 令和6年度 予算
 - 第6号議案 その他
4. 本部長挨拶
5. 閉会のことば

令和5年度事業報告

年／月／日	事業内容	備考
R5 4／2（日）	上尾市スポーツ少年団 種目別交流総合開会式	UD トラックス 上尾スタジアム
4／22（土）	役員会議（研修会について）	市民体育館
6／10（土）	役員会議（研修会について）	市民体育館
7／8（土）	研修会 第一部 「スポーツ少年団とは&スポーツ少年団活動」 講師： 上尾市スポーツ少年団母集団連絡協議会役員 小林 恵実子、右近 みどり 第二部 「スポーツと食事について」 オンラインによる講演会 講師：株式会社キーマイン 管理栄養士 <u>参加人数 39 名</u>	上尾市文化センター
9／9（土）	定例会（夏季活動の報告）	※中止
11／4（土）	役員会議（次年度役員について）	市民体育館
11／19（日）	上尾シティマラソン（運営支援）	※協力を募る担当が 今回から変更
11／25（土）	上尾市青少年健全育成推進大会	※協力を募る担当が 今回から変更
R6 1／8（月・祝）	上尾市スポーツ少年団 駅伝大会	※中止
1／13（土）	役員会議（総会について）	市民体育館
3／2（土）	会計監査	市民体育館
3／9（土）	総会	文化センター

※役員会は、随時開催

※会長・副会長は、本部委員会及び各事業の会議に参加

※野球部会の各大会及び他事業への協力

令和5年度 決算報告及び令和6年度予算(案)

収入の部

(単位:円)

項 目	5年度予算額	決 算 額	増 減	6年度予算額	備 考
前年度繰越金	240,528	240,528	0	179,696	
会 費	123,000	123,000	0	114,000	38団×3,000円
研修会補助金	30,000	30,000	0	30,000	県より補助
負 担 金	10,000	0	▲ 10,000	0	本部事業参加負担金
雑 収 入	0	0	0		
合 計	403,528	393,528	▲ 10,000	323,696	

支出の部

項 目	5年度予算額	決 算 額	増 減	6年度予算額	備 考
研 修 費	120,000	120,493	▲ 493	120,000	母集団研修会
事 業 費	50,000	44,376	5,624	50,000	協議会役員関連
運営・会議費	20,000	47,693	▲ 27,693	30,000	運営会議関連
事務・通信費	10,000	940	9,060	5,000	切手・コピー代等
活動交際費	20,000	0	20,000	20,000	祝い金・参加費等
慶 弔 費	20,000	0	20,000	20,000	慶弔
雑費・予備費	163,528	330	163,198	78,696	雑費(備品代等)・予備費
合 計	403,528	213,832	189,696	323,696	

収入合計	支出合計	次年度繰越金
393,528	213,832	179,696

上記の通り報告致します。
令和6年3月2日

会 長
計 計

石
蓮 井

倉
沼 原

紀
亜 美

石
倉 美 紀

連
沼 井 原

収入支出の状況について、関係帳簿及び領収書・出金伝票を慎重に審査した結果、適正に
執行されていたので報告致します。
令和6年3月2日

監 事
監 事

宮
宍 戸

内
戸 昭

光
昭

雄
大 吉

令和6年度役員選出(案)

役 職		氏 名	所 属 部 会 名
会 長		小林 恵 実 子	サッカー部会
副会長		村 松 憲 一 俣 木 則 子	サッカー部会 野球部会
会 計		蓮 沼 亜 美 井 原 美 紀	野球部会 サッカー部会
庶 務		島 崎 陽 子 中 田 好 子 又 吉 典 子 高 嶋 み ゆ き	サッカー部会 野球部会 野球部会 ミニバス部会
監 事		宍 戸 昭 夫 渡 邊 和 英	上尾市スポーツ少年団本部 上尾市スポーツ少年団本部
幹 事	野 球 部 会	平 田 朋 美 松 崎 弘 恵 赤 瀬 里 理 渡 邊 友 紀	あずまライオンズ 富士見コンドルズ 泉台レオーズ 小泉ジュニアーズ
	サッカー部会	竹添里絵子 高橋真理依	尾山台サッカー 上尾南イレブン
	ミニバス部会	伊 東 舞 子	上尾ミニバス
	テニス部会	白 石 七 菜	西上尾第二テニス
担当副本部長		菊 池 績 宏	上尾市スポーツ少年団本部

令和6年度事業計画 (案)

1. 研修会 7月13日(土)
2. 総 会 令和7年 3月 8日(土)
3. 本部及び指導者主催事業への協力
 - ・ 上尾市スポーツ少年団種目別交流総合開会式 4月 7日(日)
 - ・ 上尾市スポーツ少年団駅伝大会 令和7年 1月 13日(月・祝)
 - ・ 各部会 各大会 運営支援
 - ・ その他本部事業への協力

上尾市スポーツ少年団 母集団連絡協議会規定

第1条 名称及び事務局

この会は、上尾市スポーツ少年団母集団連絡協議会（以下「母集団」）といい事務局を上尾市スポーツ少年団事務局内におく。

第2条 目 的

スポーツ少年団育成指導者相互の連帯と親睦を図り、団指導者が指揮しやすい体制づくりを推進するとともに、総合的スポーツ環境の整備を図ることを目的とする。

第3条 事 業

この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 母集団の末組織団に対する組織化への協力と助言。
- (2) 母集団活動に関する広報及び啓蒙活動の実施。
- (3) 本部及び指導者協議会が実施する各事業への協力。
- (4) 会員相互の親睦交流を図る。
- (5) その他、目的達成に必要な各種事業の実施。

第4条 構 成

この会は、各単位スポーツ少年団母集団をもって組織する。

第5条 役 員

- | | | | |
|---------|-----|---------|------------|
| (1) 会 長 | 1名 | (5) 庶 務 | 若干名（書記・広報） |
| (2) 副会長 | 若干名 | (6) 幹 事 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2名 | (7) 評議員 | 50名以内 |
| (4) 監 事 | 若干名 | | |

第6条 役員の任務

1. 会長は、この会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に不慮の事故があるときは、この職務を代行する。
3. 会計は、会計事務を処理し庶務に従事する。
4. 監事は、会計及び会務を監査する。
5. 庶務は、その職務はもとより、活動の中心となる。
6. 幹事は、この会の企画・事業を処理遂行する。
7. 評議員は、評議会を構成する。

第7条 役員の選出

1. 会長、副会長、会計、監事、庶務は総会において選出する。
2. 幹事は会長が委嘱する。
3. 評議員は、各単位団母集団より1名選出する。
4. 各単位団母集団の評議員が執行部役員に選任されたときは、該当各単位団母集団で評議員を補充選任または兼務とする。

第8条 役員任期

1. 執行部役員（会長、副会長、会計、庶務）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、特段の事由がある場合はこの限りではない。
2. 幹事の任期は1年とする。
3. 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会 議

1. 総会は、この会の最高議決機関とし、評議員の出席により年1回開催する。
会議は、会長が招集し、その議長となる。
又、会長が認めたときは臨時に開催することができる。
2. 執行部役員会（会長、副会長、会計、庶務 で構成する）は、この会の執行部機関とし必要に応じて臨時に開催する。
3. 定例会は（各単位団母集団評議員で構成し、都合で出席できない場合は代理人による。）原則として奇数月に開催するものとし連絡・報告・研修を行う。
4. 各会議の決定は、出席者の過半数で決し可否同数の場合は議長の決するところによる。
5. この会の決定事項は、市本部員会に報告する。

第10条 会 計

この会の会計は、会費、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

第11条 会計年度

この会の会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

第12条 その他

旅費規定、慶弔規定については詳細で定める。またこの規定に定めない事項については総会で決定し別に定める。

細 則

1. 旅費規程 役員を構成するものが、この会全体のために活動する旅費は全額支給する。
ただし、範囲は国内とし支給決定は役員会に諮るものとする。
2. 慶弔規定 役員を構成するものが、私傷病により死亡のときは、弔慰金および供花を支給する。支給金額は役員会に諮るものとする。

付記 この規定は、昭和56年6月21日から施行する。

昭和61年3月25日一部改正

昭和63年3月18日一部改正

平成10年4月12日一部改正

平成12年4月 8日一部改正

平成20年3月29日一部改正

令和 3年3月 7日一部改正

令和 4年3月 5日一部改正

令和 5年3月 4日一部改正